

京都市告示第155号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成22年6月30日

京都市長 門川大作

1 指定する区域

京都市右京区梅津南広町8-1, 8-2, 8-3, 8-4, 8-5, 8-6, 8-7, 8-8, 8-9, 8-10, 8-11, 8-12, 8-13及び9

以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)